

議案第93号

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第30条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。